

産業学会会則

第1条 本会は、産業学会と称する。

第2条 本会は、産業に関する研究の発展をはかることを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動をおこなう。

- (1) 会員総会（年1回以上）の開催（全国大会の際に定例会員総会を開く）
- (2) 全国大会（年1回）および産業別・地区別研究会の開催
- (3) 研究年報の発行
- (4) 関連研究機関・団体との交流・提携
- (5) そのほか、上記目標達成に必要な活動

第4条 1. 本会の会員は次の5種類とする。

- (1) 普通会员
- (2) 学生会員
- (3) 海外特別会員
- (4) 賛助会員
- (5) 名誉会員

2. 普通会员は、本会の趣旨に賛同する産業に関する研究者とする。

3. 学生会員は、本会の趣旨に賛同する産業に関する研究者で、大学院またはこれに準ずる高等教育機関に学籍を有する者とする。

4. 海外特別会員は、原則として本会の普通会员または学生会員としての経歴を有する者で、日本以外の国・地域で研究活動を行う者とする。海外特別会員の資格申請は、3年に1度行うこととする。

5. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し学会運営を賛助する「個人」または「法人・団体」とする。

6. 名誉会員は、本会への貢献が顕著な者で、理事会の推薦に基づき会員総会の承認を得た者とする。

7. 本会の会員となるには、所定の入会申込書を本会へ提出し、理事会の承認を得る必要がある。

8. 本会の会員は、所定の会費を毎年の全国大会までに納めなくてはならない。会費については付則で定める。3年以上会費を滞納した会員は自然退会者とみなす。

9. 退会を希望する会員は、その旨を本会に申し出て、理事会の承認を得なくてはならない。

10. 会員は、本会の活動に参加することができ、研究年報、ニューズレター等の学会刊行物を受け取ることができる。ただし海外特別会員は、郵送による学会

刊行物の送付を受けることができない。

- 第5条 1. 本会につぎの役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 事務局長 1名
 - (3) 会計監査 1名
 - (4) 理事 若干名
- (理事の定員については、本学会の会則付則において別に定める)
- (5) 編集委員 若干名
2. 会長および事務局長は、理事会の推薦により、会員総会の承認をもって選任される。会長は本学会を代表し、理事会を主催する。
3. 会長に事故あるときは、次回会員総会までその職務を事務局長が代行する。
4. 理事は各地方部会の推薦により、理事会の議を経て、会員総会の承認を受けて選任されるものとする。
- 第6条 役員の任期は2年とする。但し、会長は原則として重任しない。
- 第7条 会員総会は、会長の招集によって開催し、つぎの事項を決定する。決議は出席者の過半数によるものとする。
- (1) 活動計画および予算の決定
 - (2) 活動報告および会計報告の承認
 - (3) 役員の選出
 - (4) その他
- 第8条 理事会は各年度1回の定例理事会の外に、会長の招集により臨時開催することができる。理事会の成立は理事定数の過半数を要件とし、理事会の決議は出席者の過半数による。
- 第9条 年報編集委員会は編集委員をもって構成し、その決議は出席者の過半数によるものとする。
- 第10条 本会の事業年度および会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第11条 事務局および会費については、付則において定める。
- 第12条 本会則の変更は理事会の提案により、会員総会出席者の2／3以上の賛成を得なくてはならない。
- 第13条 本会則付則の変更は、理事会出席者の2／3以上の賛成を得なくてはならない。

産業学会会則付則

1. 本会事務局は、当分の間、成城大学（〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

成城大学社会イノベーション学部 山本匡毅研究室気付）とする。

2. 会費は、普通会员は年間 7,000 円、学生会員は 3,500 円、賛助会員は個人 1 口 10,000 円、企業・団体 1 口 20,000 円とする。海外特別会員および名誉会員は無料とする。ただし、海外特別会員が全国大会や部会に参加する際および研究年報への投稿をする際には、当該年度に普通会员としての会費を納入するものとする。
3. 前項の会費は、直接または振込みによって納入するものとする。
4. 理事の定員
産業学会理事の定員を 15 名とし、その内 6 名を東部部会、5 名を中部部会、4 名を西部部会より選出する。

1975 年 6 月 21 日制定
1982 年 5 月 14 日改定
1984 年 11 月 11 日改定
1987 年 11 月 7 日改定
1997 年 6 月 7 日改定
1998 年 6 月 13 日改定
2003 年 6 月 21 日改定
2004 年 6 月 12 日改定
2008 年 6 月 14 日改定
2011 年 6 月 11 日改定
2013 年 6 月 8 日改定
2014 年 6 月 14 日改定
2016 年 6 月 11 日改定
2017 年 6 月 10 日改定
2018 年 6 月 9 日改定
2019 年 6 月 8 日改定
2020 年 6 月 22 日改定
2023 年 6 月 17 日改定
2024 年 6 月 8 日改定